



- 1. 白井市消防団の再編と
今後について**
- 2. 白井市でのDX化について**

令和7年度11月27日 第4回定例会

一般質問 資料

New Wave しろい

平田新子

◆江戸時代『火事と喧嘩は江戸の華』… 武家屋敷／常火消・武家火消と別に1718年、八代将軍吉宗が、江戸南町奉行の大岡越前守に命じ、町奉行の監督下に町組織としての火消組／店(たな)火消を編成替え ➔ 【町火消】 いろは四八組を設置、これが今日の消防団の前身だといわれています。

純然たる自治組織、 経費一切が 町負担、 組員は 無報酬。
組織、人員なども 町役人に任せられていた。

1 村落部については、駆付消防が主で、組織的なものは 無かった。

◆明治時代 町火消は東京府に移管、明治3年(1870年)に消防局を置き、町火消を改組／消防組としました。3年後、消防事務は内務省に移管、東京府下の消防は、新設の東京警視庁に移され、直ちに消防組に関する消防章程を制定。明治の消防の組織活動の基礎となった。**2 全国的には公設消防組は少なく**

ほとんどが 自治組織として（名ばかり）の 私設消防組であった。
明治27年(1894年)に消防組規則(勅令)を制定 = 全国的な統一を目的とする絶対的至上命令的なもので、**3 消防組は 知事の警察権に掌握されるも、費用の一切都是、市町村で負担するべきものと規定されていた。**

◆大正時代 消防組の設立は遅々として進まなかつたが、警察署長等の積極的な働きかけなどにより、**4 大正時代末には 飛躍的に その数が増大した。**

◆昭和-戦前 1929年頃～軍部の指導で、各地に民間防空団体／防護団が結成された。1937年 国際情勢が悪化、国防体制整備が急務となり 防空法を制定。翌年、内務次官名で消防組、防護団の統一の基礎となる両団体統合の要綱決定。昭和14年(1939年)勅令をもって「警防団令」を公布。明治以来の消防組は解消、

5 「警防団」が 同年4月1日 全国一斉に発足、警察の補助機関として 従来の水火消防業務に 防空の任務を加えられて 終戦に至った。

◆昭和-戦後 米国:総司令部から警察制度の改革=消防の分離が勧告・指示され、内務省は、昭和22年(1947年)に 消防団令 を公布。従来の警防団は解消。

6 新たに 全国の市町村に 自主的・民主的 「消防団」が 組織される。

白井村・白井町では…

以下 資料提供：白井市文化センター 郷土資料館

大正4年(1914)、第1部:白井、第2部:富塚、第3部:神々廻、
第4部:名内、第5部:木、第6部:中木戸、第7部:七次 に、
部長・小頭 各1名 + 組員 40名の 消防組 が配置された。

昭和14年、消防団→ 警防団

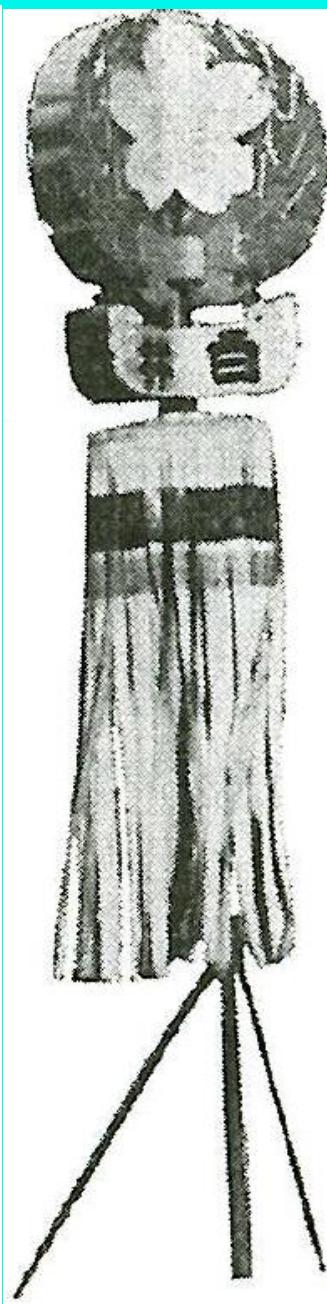
××× 終戦 ×××

昭和22年、消防団令が出され 警防団→「白井消防団」発足



金馬簾受賞記念、旧白井小学校南側校庭で
(俗につっかい棒学校と言った校舎)

昭和8年2月1日 設備訓練で優秀の故、千葉県知事より「**金馬れん**」を授与される

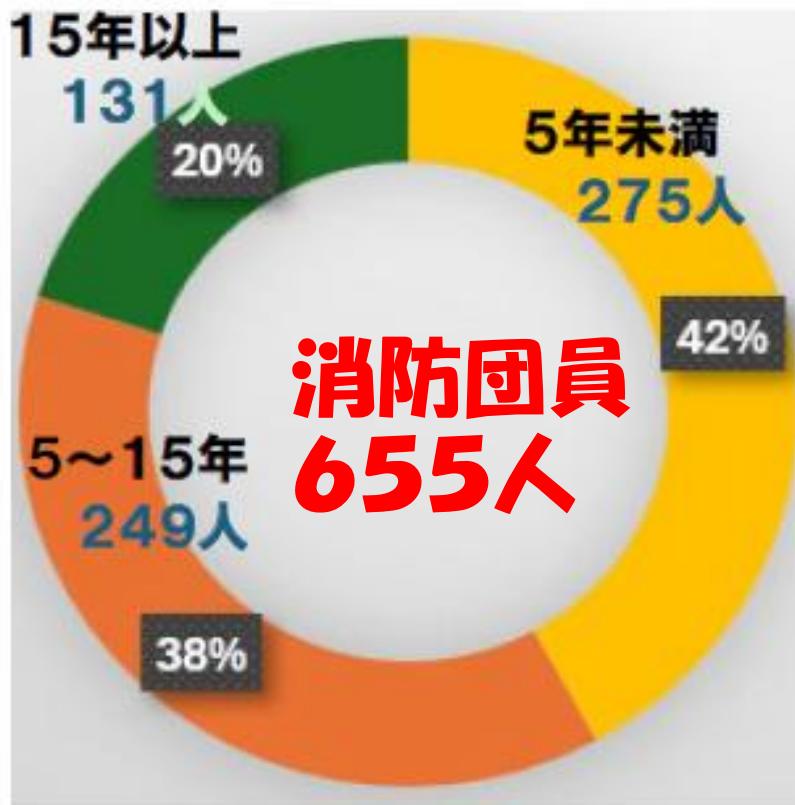


昭和31年1月現在の 白井消防団は…

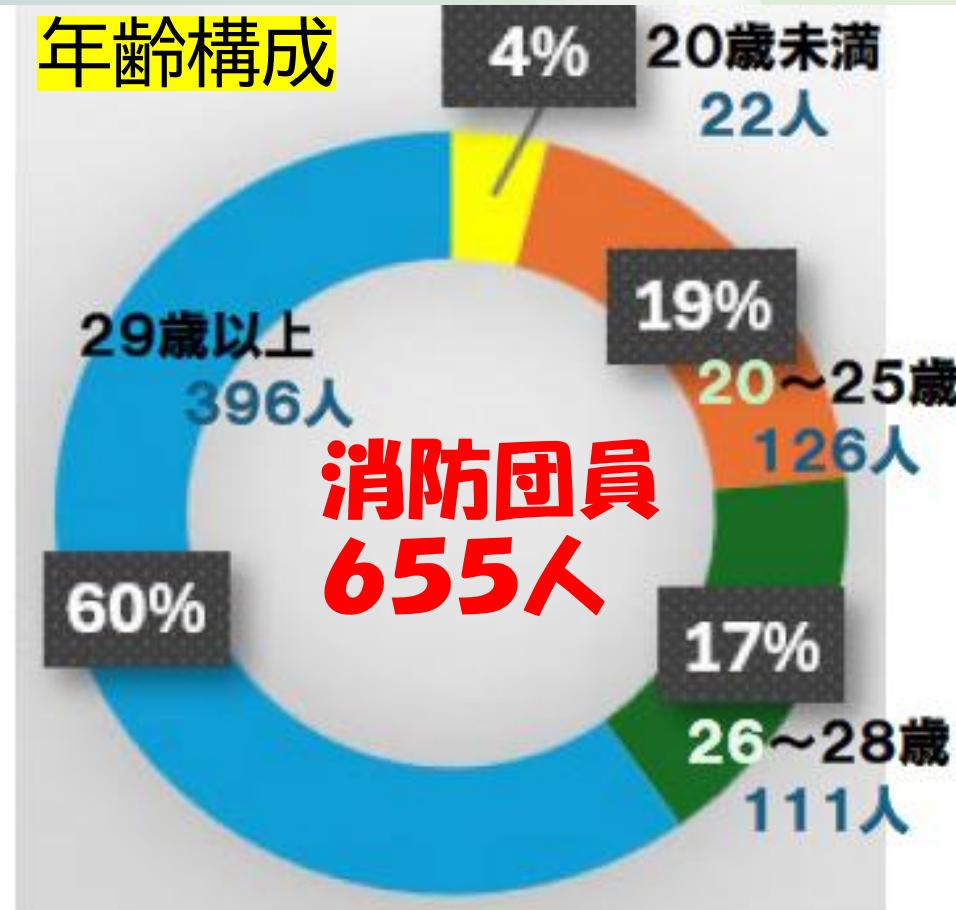
20分団が、火災発生時はもちろん、訓練・防災活動に尽力し、更には、地域コミュニティの中心的要素でもあった。

〔 火の見やぐら 22基、動力ポンプ 16台、動力ホース 18本、腕用ポンプ 16台、貯水槽(大) 29個、貯水槽(小) 76個などの装備がありました。〕

在職年数



年齢構成





消防団 + 消防署 + 白井市が連携



令和7年11月16日 冬期訓練／清水口小学校



消防署員の指導により初の
危険予知トレーニング講座

デジタル田園都市国家構想総合戦略

出典：内閣官房地域未来戦略本部HP

2023年度から2027年度まで／5か年のKPI（重要業績評価指標）と工程表を位置づけ。地方は「地方版総合戦略」の策定に努め、国は政府一丸となって、地域ビジョン実現に向けた地方の取組みを総合的・効果的に支援していきます。

ハード・ソフトの
デジタル基盤整備

デジタル人材の
育成・確保

誰一人取り残され
ないための取組み

DX化…人口減少・少子高齢化・人材不足などの課題を解決

- 地方に仕事をつくる（多様な人材/知/産業の集積）
- 人の流れをつくる（関係人口の創出・拡大）
- 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 魅力的な地域をつくる（防災減災、国土強靭化）

ただし、DX化が目標なのではなく、目標を達成するための手段

『白井市第6次総合計画』の実現を行財政面から下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進する…●まちづくりを持続的に推進するための財政運営の指標を示す「**数値目標**」と ●行政運営の規範を示す「**基本方針**」

